

# CORONA

## 第72期

# 定時株主総会 招集ご通知

### 開催日時

2020年6月25日(木曜日) 午前10時  
(受付開始 午前9時)

### 開催場所

新潟県三条市東新保7番7号  
当社本社技術開発センター  
3階大ホール

(末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止の観点から、株主様には可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます。

また、当日ご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、当日までの流行状況やご自身の健康状態にご留意いただいたうえで、ご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

### 議 案

- |       |   |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件                               |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件   |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件                                      |
| 第5号議案 | 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）および退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件       |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する特定譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件            |

### 目次

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 第72期定時株主総会招集ご通知 | 1  |
| 株主総会参考書類        | 5  |
| 事業報告            | 21 |
| 計算書類 等          | 39 |
| 監査報告書           | 43 |

株式会社 **コロナ**

証券コード 5909

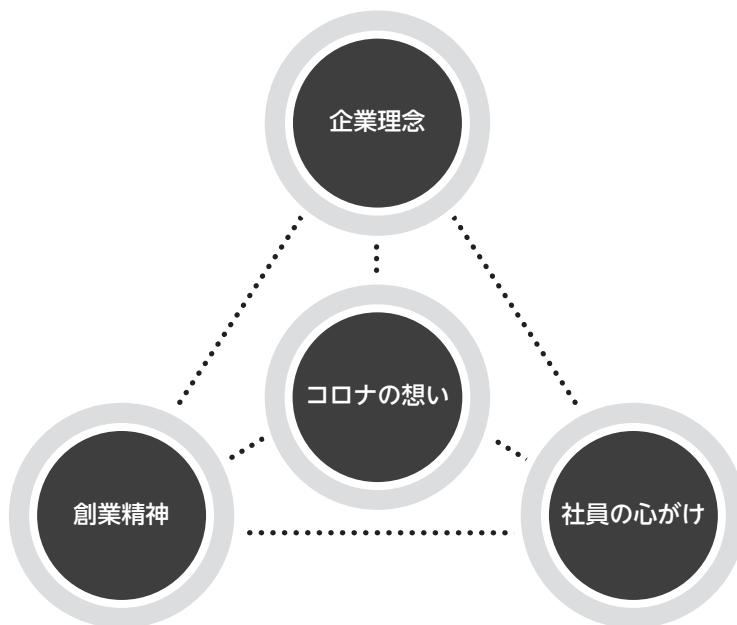
# 経営理念：コロナイズム

## 企業理念

あなたと共に

夢…新たなライフシーン…を実現しお客様に喜んでいただけるコロナ

～快適・健康で環境にやさしい心豊かな生活になくってはならないコロナでありたい～



## 創業精神

### [ 誠実と努力 ]

- 経営とは信用を得ることである。実践すべき道を忠実に実行する誠実な経営に徹する。
- 誠を尽くして努力をすれば不可能はない。必ず道は拓ける。

## コロナの想い

### [ 感謝と感動 ]

- お客様や社会への感謝と人に尽くすことを忘れずに、夢と希望を持ち、明るく、仲良く、喜んで働ける「明朗」「愛和」「喜働」のやる気集団を目指したい。
- お客様から感動していただけるような、夢のある商品を生み出すことに情熱を燃やし続けたい。

## 社員の心がけ

### [ 創造と協創(げんこつの理) ]

- 一人ひとりが創造性を発揮し、全社一丸「げんこつの理」の精神のもと、組織総合力を高め、新たな付加価値を創出する。

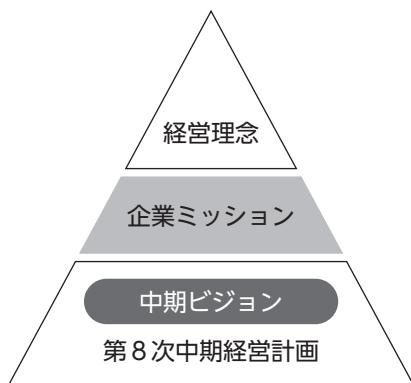
### [ チャレンジ For You ]

- お客様のために
- 情熱と粘り強さ
- 新たな技術と創造
- オンリーワンを目指す
- スピードとステディ
- やる気集団になる

# 企業ミッション

この度、当社グループは企業ミッションを設定いたしました。顧客提供価値の対象を「顧客」から「社会」に広げ、社会のニーズ・課題と当社グループの事業領域を照らし合わせ、当社が果たすべき使命を示したものを企業ミッションと定義いたしました。当社グループのフレームワークでは経営理念と中期経営計画の間に位置付けております。

当社グループは広く社会や環境に貢献する存在であるために、事業活動を通じて価値を創造し、ミッションの実現を目指してまいります。



## 【企業ミッション】

- 快適で心はずむ毎日  
体感できる快適に加え、暮らしにゆとりや彩りを。  
つかう人の心の満足も生み出します。
- 環境にやさしい暮らし  
日々の暮らしを環境にやさしいものに。  
毎日つかうものだから、エネルギーを効率よく利用し、  
地球環境に配慮します。
- だれでもいつでも安心な社会  
だれでもつかいやすく、いつでも安心を。  
事業を通じて、安心でレジリエンスな社会の実現に貢献  
します。



証券コード：5909  
2020年6月4日

株 主 各 位

新潟県三条市東新保7番7号

株式会社 **コロト**

代表取締役社長 小林 一芳

## 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を踏まえまして、株主様の安全確保および感染拡大防止のために、株主様には可能な限り書面またはインターネットにより事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時10分までに到着するようご返送くださるか、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ当社の指定するウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）より2020年6月24日（水曜日）午後5時10分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟県三条市東新保7番7号  
当社本社技術開発センター 3階大ホール

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

- 第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案** 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）および退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
- 第7号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する特定譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) に掲載させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止への対応について

1. 株主様へのお願い
  - ・株主様におかれましては、今後も新型コロナウイルス感染症に関する情報を随時ご確認いただくとともに、ご自身の健康状態にご留意いただき、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討いただきますようお願い申し上げます。
  - ・今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.corona.co.jp/>) においてお知らせいたします。
2. 株主総会会場での対応等について
  - ・当日ご出席の株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
  - ・体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合やご退場をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
  - ・ご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承ください。

## 議決権行使のご案内

### 株主総会にご出席いただく場合



株主総会  
開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時  
同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

### 株主総会にご出席いただけない場合



書面（郵送）による  
議決権行使の場合



電磁的方法（インターネット）  
による議決権行使の場合

行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時10分必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水曜日）  
午後5時10分入力完了分まで

次頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

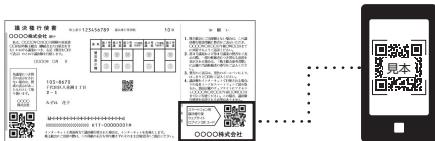
議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

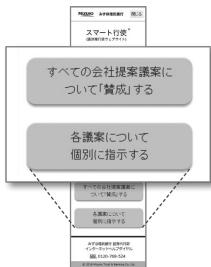
### 「スマート行使」 (スマートフォン等でQRコード®を読み取る方法)

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

### パソコン向けサイト

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

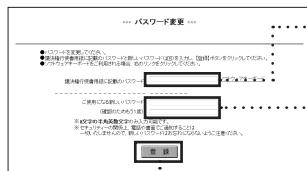
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎0120-768-524  
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社グループの資本政策は、持続的な成長のための投資と、事業特性によるリスク等を許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、基本的には、長期的視野に立って今後の収益動向や配当性向を見据えつつ、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を総合的に勘案しながら、継続した安定配当を実施することを方針としております。また、株主総会決議による期末配当および取締役会決議による中間配当の年2回の配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資、商品開発投資および設備投資に活用し、売上高の拡大および収益性の向上により、長期的・総合的視点から株主の皆様利益確保を図ってまいります。

上記の方針に基づき、当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

株主の皆様への安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取崩し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 500,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 500,000,000円

#### 2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに株主の皆様への安定的な配当の継続等を勘案し、1株につき14円といたしたいと存じます。これにより、昨年12月の中間配当金（1株につき14円）を含め、当期の年間配当金は1株につき28円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金14円 総額408,778,776円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年6月26日

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）12名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）11名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況(出席率)
1	内田 力	代表取締役会長 <b>再任</b>	14回/14回(100%)
2	小林 一芳	代表取締役社長 <b>再任</b>	14回/14回(100%)
3	関谷 伸一	専務取締役 執行役員製造本部長 <b>再任</b>	14回/14回(100%)
4	渋谷 英晴	常務取締役 執行役員技術本部長・電装開発センター部長・技術管理グループ部長兼渉外部長 <b>再任</b>	14回/14回(100%)
5	内田 衛	常務取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長 <b>再任</b>	11回/11回(100%)
6	大桃 満	常務取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 <b>再任</b>	11回/11回(100%)
7	小池 仁	取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長・ロジスティクスセンター部長 <b>再任</b>	14回/14回(100%)
8	西山 昭彦	取締役 執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 <b>再任</b>	11回/11回(100%)
9	内田 高志	執行役員総合企画室統括 <b>新任</b>	—
10	塩田 清貴	執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長 <b>新任</b>	—
11	稲田 昭弘	執行役員総合企画室部長 <b>新任</b>	—
12	高木 修哉	執行役員総務部長 <b>新任</b>	—

(注) 内田衛氏、大桃満氏、西山昭彦氏の取締役会出席状況は、第71期定時株主総会での選任以降の状況であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	うちだ つとむ 内田 力 (1945年5月2日生)	1968年 4月 当社入社 1973年 6月 当社取締役 企画室長 1974年 4月 当社常務取締役 1978年11月 当社専務取締役 1981年 4月 当社代表取締役副社長 1983年 5月 当社代表取締役社長 2016年 4月 当社代表取締役会長 (現任)	367,077株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  同氏は、1973年に取締役に就任後、当社グループの経営に長年携わり、当業界にも精通しております。1981年からは当社の代表取締役を務め、経営の監督の中心的役割を担うものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づきコロナグループ全体を統括するなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	こばやし かずよし 小林 一芳 (1952年2月1日生)	1970年 3月 当社入社 2001年 5月 当社技術本部副本部長兼研究開発センター部長 2002年 6月 当社取締役 技術本部副本部長兼研究開発センター部長 2003年 5月 当社執行役員技術本部副本部長 2004年 6月 当社取締役 上席執行役員事業戦略部担当 2005年 4月 当社常務取締役 常務執行役員事業戦略部担当 2011年 4月 当社常務取締役 常務執行役員製造本部担当兼製造本部長 2013年 4月 当社専務取締役 執行役員技術本部統括兼コンカレント推進室担当 2015年 5月 当社代表取締役副社長 執行役員技術本部統括 2016年 4月 当社代表取締役社長 (現任)	8,615株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  同氏は、2002年に取締役に就任後、技術部門を中心に事業戦略部門や製造部門等を統括するなど、当社の様々な部門に精通しております。2015年からは当社の代表取締役を務め、経営の指揮を執るものとして、豊富な経験と幅広い見識に基づく強いリーダーシップをとるなど、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	<p>せき や しん いち 関 谷 伸 一 (1955年8月13日生)</p>	<p>1978年 3月 当社入社 2005年 4月 当社製造本部長岡工場長 2011年 4月 当社執行役員製造本部担当兼製造本部副本部長・三条工場長 2013年 6月 当社取締役 執行役員製造本部長兼SCM推進室担当 2016年 4月 当社常務取締役 執行役員製造本部長 2018年 3月 当社専務取締役 執行役員製造本部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、製造部門において長岡工場長、三条工場長等を歴任し、現在は執行役員製造本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	5,976株
4	<p>しぶ き ひで はる 渋 木 英 晴 (1955年12月11日生)</p>	<p>1978年 3月 当社入社 2008年 2月 当社技術本部ライフ商品開発グループ部長 2012年 4月 当社執行役員技術本部担当兼技術本部副本部長・ライフ商品開発グループ部長 2016年 6月 当社取締役 執行役員技術本部副本部長・暖房商品開発グループ部長 2018年 3月 当社取締役 執行役員技術本部長・暖房商品開発グループ部長・エコ商品開発グループ部長・技術管理グループ部長 2019年 1月 当社取締役 執行役員技術本部長・電装開発センター部長・暖房商品開発グループ部長・エコ商品開発グループ部長・技術管理グループ部長 2019年 3月 当社常務取締役 執行役員技術本部長・電装開発センター部長・技術管理グループ部長兼渉外部部長（現任）</p> <p>【取締役候補者とした理由】 同氏は、技術部門において技術本部副本部長等を歴任し、現在は執行役員技術本部長・電装開発センター部長・技術管理グループ部長兼渉外部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>	3,952株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	うちだ まもる 内田 衛 (1966年2月9日生)	1988年 4月 関越三菱電機商品販売株式会社入社 1991年10月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員営業本部長付副本部長 2019年 3月 当社執行役員営業本部長 2019年 5月 当社執行役員営業本部長・住設営業部長 2019年 6月 当社取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長 2020年 3月 当社常務取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長 (現任)	147,325株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  同氏は、営業部門において営業本部長付副本部長等を歴任し、現在は執行役員営業本部長・住設営業部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
6	おおもも みつる 大 桃 満 (1969年10月6日生)	1990年 3月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員経理部長 2018年 3月 当社執行役員経理部長兼IT企画室担当 2019年 6月 当社取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 2020年 3月 当社常務取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当 (現任)	3,759株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  同氏は、経理部門やIT部門の業務に従事し、現在は執行役員経理部長兼IT企画室担当を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
7	こいけ ひとし 小 池 仁 (1957年11月29日生)	1980年 4月 当社入社 2007年 2月 当社製造本部三条工場長 2011年 3月 当社製造本部長岡工場長 2013年 4月 当社製造本部柏崎工場長 2015年 4月 当社執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長 2017年 6月 当社取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長 2020年 3月 当社取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長・ロジスティクスセンター部長 (現任)	3,435株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  同氏は、製造部門において三条工場長、長岡工場長、柏崎工場長等を歴任し、現在は執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長・ロジスティクスセンター部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
8	にし やま あき ひこ 西 山 昭 彦 (1959年11月16日生)	1982年 4月 オリンパス光学工業株式会社（現 オリンパス株式会社）入社 1995年 3月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・空調商品開発グループ部長 2018年 3月 当社執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長 2019年 6月 当社取締役 執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長（現任）	1,513株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、技術部門において商品開発等に従事し、現在は執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。</p>			
9	<b>新任</b> うち だ たか し 内 田 高 志 (1986年10月23日生)	2011年 4月 当社入社 2017年 3月 当社経理部特任部長 2018年 3月 当社執行役員総合企画室統括（現任）	246,682株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、技術部門や経理部門等の業務に従事し、現在は執行役員総合企画室統括を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といいたしました。</p>			
10	<b>新任</b> しお た きよ たか 塩 田 清 貴 (1959年8月24日生)	1982年 4月 当社入社 2010年 3月 当社営業本部金沢支店長 2015年 3月 当社営業本部名古屋支店長 2019年 3月 当社執行役員営業本部名古屋支店長 2020年 3月 当社執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長（現任）	1,396株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、営業部門において金沢支店長、名古屋支店長等を歴任し、現在は執行役員営業本部副本部長・首都圏支店長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
11	<b>新任</b> いな だ あき ひろ 稲 田 昭 弘 (1961年7月18日生)	1984年 4月 当社入社 2018年 3月 当社執行役員総合企画室部長(現任)	2,921株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、商品企画や経営企画等の業務に従事し、現在は執行役員総合企画室部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といいたしました。		
12	<b>新任</b> たか き しゅう や 高 木 修 哉 (1962年5月26日生)	1985年 4月 株式会社河合楽器製作所入社 1991年 9月 当社入社 2016年 3月 当社執行役員総務部長(現任)	2,710株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、人事・法務等の業務に従事し、現在は執行役員総務部長を務めるなど、その職務・職責を適切に果たしており、当社の持続的成長に貢献できる人物と判断し、取締役候補者といいたしました。		

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(ご参考)

取締役候補の指名を行うに当たっては、代表取締役社長および独立社外取締役2名で構成される「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議を行い、代表取締役社長が取締役会に上程しております。

候補者については、創業精神や企業理念、事業展開などに即し、迅速かつ的確な意思決定に資するとともに、持続的成長に貢献できる人物を基本としております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況 (出席率)	監査等委員会出席状況 (出席率)
1	まつ だいら ふみ たか 松 平 文 隆	取締役（常勤監査等委員） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	11回/11回 (100%)	11回/11回 (100%)
2	まる やま ゆ か 丸 山 結 香	取締役（監査等委員） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span>	14回/14回 (100%)	14回/15回 (93%)
3	こ いで ただ よし 小 出 忠 由	— <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span>	—	—

(注) 松平文隆氏の取締役会および監査等委員会出席状況は、第71期定時株主総会での選任以降の状況であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	まつ だいら ふみ たか 松 平 文 隆 (1957年12月6日生)	1981年 4月 王子信用金庫(現 城北信用金庫) 入庫 1985年 10月 当社入社 2016年 3月 当社監査室部長 2019年 6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	5,252株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、主に経理、広報・IR、内部監査部門等の業務に従事した後、当社の常勤の監査等委員である取締役を務めるなど、社内や業界に精通しており、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>		
2	<div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">独立</span> </div> まる やま ゆ か 丸 山 結 香 (1964年4月19日生)	1991年 1月 SHINYANG,USA,inc. 副社長 2004年 3月 有限会社MAX・ZEN performance consultants 代表取締役(現任) 2013年 12月 特定非営利活動法人ワーキング ウイメンズ アソシエーション 理事長(現任) 2015年 12月 新潟県6次産業化プランナー(現任) 2016年 6月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 有限会社MAX・ZEN performance consultants 代表取締役 特定非営利活動法人ワーキング ウイメンズ アソシエーション 理事長	— 株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、消費者の視点に立った経営や女性社員の更なる活躍促進策などを当社の経営に反映していただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		
3	<div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</span> </div> <div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;">独立</span> </div> こ いで ただ よし 小 出 忠 由 (1967年6月5日生)	1996年 10月 長津公認会計士事務所入所 1999年 10月 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人) 入社 2006年 5月 公認会計士登録 2017年 6月 有限責任 あずさ監査法人退社 2017年 7月 税理士登録 2017年 8月 小出税務会計事務所開設(現任) 2019年 6月 日本公認会計士協会東京会新潟県会会長(現任) (重要な兼職の状況) 小出税務会計事務所 所長	— 株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>同氏は、公認会計士および税理士として培われた専門的な知識・経験等を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由について】</p> <p>同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として培われた専門的な知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 丸山結香氏および小出忠由氏は社外取締役候補者であります。  
当社は丸山結香氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本総会において同氏が再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
また、小出忠由氏が選任された場合、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。同氏は、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の出身者ですが、2017年に退職しており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
3. 丸山結香氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、松平文隆氏および丸山結香氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。両氏が再任された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、小出忠由氏が選任された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考)

監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっては、代表取締役社長および独立社外取締役2名で構成される「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議を行い、監査等委員会で候補者について同意の決議を得たうえで、代表取締役社長が取締役会に上程しております。

候補者については、監査等委員会の監査・監督機能の強化に資するとともに、業界や社内に精通した社内出身者と東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、多様かつ専門的な知識、経験と高い見識を有する社外出身者で構成することを基本としております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。当該補欠の監査等委員である取締役候補者平石広佳氏は、監査等委員である社外取締役の補欠として選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
ひら いし ひろ か 平 石 広 佳 (1973年2月9日生)	1999年 4月 古川兵衛法律事務所入所 1999年 4月 新潟県弁護士会登録 2002年 4月 平石直樹法律事務所開設(現任)	— 株
<p><b>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】</b> 同氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等を、監査等委員である取締役に就任された場合に、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。</p> <p><b>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由について】</b> 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識・経験等により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 平石広佳氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
なお、当社は平石広佳氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。  
3. 平石広佳氏が選任された場合、当社は監査等委員である取締役就任時に同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(ご参考)

補欠の監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっては、代表取締役社長および独立社外取締役2名で構成される「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議を行い、監査等委員会で候補者について同意の決議を得たうえで、代表取締役社長が取締役会に上程しております。

候補者については、監査等委員会の監査・監督機能の強化に資するとともに、業界や社内に精通した社内出身者と東京証券取引所が定める独立性基準を満たし、多様かつ専門的な知識、経験と高い見識を有する社外出身者で構成することを基本としております。

**第5号議案** 退任取締役（監査等委員である取締役を除く。）および退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）を退任される長部秀雄氏、若本昭二郎氏、木戸栄一氏および監査等委員である取締役を退任される基祐二氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、長部秀雄氏、若本昭二郎氏、木戸栄一氏につきましては取締役会に、基祐二氏取締役在任期間分については取締役会に、監査等委員である取締役在任期間分については監査等委員である取締役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名					略 歴
おさ 長	べ 部	ひで 秀	お 雄		2011年6月 当社取締役 2015年5月 当社常務取締役 2016年4月 当社専務取締役（現任）
わか 若	もと 本	しょう 昭	じ 二	ろう 郎	2018年6月 当社取締役（現任）
き 木	ど 戸	えい 栄	いち 一		2018年6月 当社取締役（現任）
だい 基		ゆう 祐	じ 二		2014年6月 当社社外取締役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は、2020年5月21日開催の取締役会において、当社の取締役の退職慰労金制度を、本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件として再任となります取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名および監査等委員である取締役2名に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において、退職慰労金を打切り支給したいと存じます。

なお、その支給の時期は各氏の退任時とし、その具体的な金額および方法等は、取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給の対象となる各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
うち内 だ田 つとむ方	1973年6月 当社取締役 1974年4月 当社常務取締役 1978年11月 当社専務取締役 1981年4月 当社代表取締役副社長 1983年5月 当社代表取締役社長 2016年4月 当社代表取締役会長（現任）
こ小 ぼやし林 かず一 よし芳	2004年6月 当社取締役 2005年4月 当社常務取締役 2013年4月 当社専務取締役 2015年5月 当社代表取締役副社長 2016年4月 当社代表取締役社長（現任）
せき関 や谷 しん伸 いち一	2013年6月 当社取締役 2016年4月 当社常務取締役 2018年3月 当社専務取締役（現任）
しぶ渋 き木 ひで英 はる晴	2016年6月 当社取締役 2019年3月 当社常務取締役（現任）
うち内 だ田 まもる衛	2019年6月 当社取締役 2020年3月 当社常務取締役（現任）
おお大 もも桃 みつる満	2019年6月 当社取締役 2020年3月 当社常務取締役（現任）

氏名				略歴
こ	いけ		ひとし	2017年6月当社取締役（現任）
にし	やま	あき	ひこ	2019年6月当社取締役（現任）
まつ	だいら	ふみ	たか	2019年6月当社取締役（常勤監査等委員）（現任）
まる	やま	ゆ	か	2016年6月当社社外取締役（監査等委員）（現任）

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する特定譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額は2016年6月28日開催の定時株主総会において、年額3億50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに特定譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して特定譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の監査等委員である取締役以外の取締役は11名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は12名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他特定譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む特定譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、新たに特定譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを本定時株主総会に諮ることにつきましては、代表取締役社長および独立社外取締役2名で構成される「指名・報酬に関する諮問委員会」にて審議を行い、代表取締役社長が取締役会に上程しております。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続いたものの、海外情勢・経済や消費増税に伴う影響が見られました。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に伴い、経済への影響が懸念されるなど、先行きの不透明感が強まりました。

住宅関連機器業界においては、新設住宅着工戸数は政府の住宅取得支援策や日本銀行のマイナス金利政策による住宅ローン金利の低下などの後押しがあるものの、前期を下回って推移しました。

このような状況のもと、当社グループは今年度より第8次中期経営計画を策定し、「コロナブランドの拡大と進化」を推進キーワードに、基本戦略「既存販売チャネルでの事業領域拡大」「空調メーカーとしてのポジション構築」「持続的成長のための機能・基盤強化」に基づいた事業戦略・機能戦略の取り組みを開始しました。

事業戦略では、既存の販売チャネルを最大限に活用するための商品カテゴリー拡大やラインアップ拡充、提供価値拡大に向けた商品開発や協業などビジネスチャンスの拡大に取り組みました。また、ルームエアコンをはじめとした空調・家電機器の開発や生産、販売活動強化に向けて、組織横断的に取り組みを進めました。機能戦略では、顧客接点の強化、管理間接業務の生産性向上、物流配送機能の最適化を進めるとともに、それらの活動を支える組織や人財育成に取り組みました。また、ブランド・スローガン「つぎの快適をつくろう。CORONA」を新たに制定するなど、ブランディングの推進にも取り組みました。

【ご参考】ブランド・スローガン「つぎの快適をつくろう。CORONA」

つぎの快適をつくろう。

**CORONA**

「暖房のコロナ」から、年間を通じた「快適創造のコロナ」へ成長するため、新たにブランド・スローガンを制定しました。当社グループは、創業当初から「生活文化の向上に寄与したい」という一貫した理念のもと、様々な商品・サービスの提供を行ってきました。ブランド・スローガンには、今後は体感できる快適性にとどまらない、ワンランク上の「次なる快適」を提供するために、常に探究していこうとする姿勢や想いが込められています。

これらの取り組みにより、製品の種別売上高の概況は、以下のとおりとなりました。

<暖房機器>

暖房機器の売上高は、23,663百万円(前期比13.8%減)となりました。

新製品である自然対流形電気暖房機「NOILHEAT (ノイルヒート)」を投入したほか、石油ファンヒーターなどの販売活動を進めました。しかしながら、全国的な暖冬・少雪の異常気象に加えて、消費増税後の買い控えが影響し、暖房機器全体は前期を下回りました。

<空調・家電機器>

空調・家電機器の売上高は、18,060百万円(前期比9.8%減)となりました。

ルームエアコンは付加価値機種の販売に注力したほか、ウインドタイプが前期を上回りましたが、天候不順などから販売が低調に推移し、空調・家電機器全体は前期を下回りました。

<住宅設備機器>

住宅設備機器の売上高は、30,452百万円(前期比5.5%増)となりました。

主力商品であるエコキュートは、ZEH (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の普及や買い替え需要が拡大する中、太陽光発電の余剰電力を積極的に活用する機能や業界トップクラスの省エネ性能などを訴求した販売活動を進めた結果、前期を上回りました。また、温水暖房システムが好調に推移したこともあり、住宅設備機器全体は前期を上回りました。

以上の結果、当期の連結売上高は78,711百万円(前期比5.4%減)となりました。利益面については、原価低減活動や全社的な経費削減に取り組みましたが、暖房機器やルームエアコンの販売減少などが影響し、営業利益は517百万円(前期比68.4%減)、経常利益は792百万円(前期比58.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は385百万円(前期比69.1%減)となりました。

製品の種別区分	2018年度 第71期	2019年度 (当期)第72期	前期 増減 比率
	百万円	百万円	
暖房機器	27,437	23,663	13.8%減
空調・家電機器	20,034	18,060	9.8%減
住宅設備機器	28,857	30,452	5.5%増
その他の	6,865	6,534	4.8%減
合計	83,195	78,711	5.4%減

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額は2,026百万円（有形固定資産1,869百万円、無形固定資産157百万円）であります。そのうち、有形固定資産投資の主なものは、新商品に伴う金型の製作および購入、当社および連結子会社の各工場の合理化等を目的とした生産設備の導入および更新であります。無形固定資産投資の主なものはソフトウェア投資であります。

なお、当連結会計年度中において実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失に該当する事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な拡大が起これ、経済や企業活動へ与える影響が非常に不透明な状況となっております。また、住宅関連機器業界においては、世帯数の減少や住宅の長寿命化などにより、新設住宅着工戸数は中長期的に減少していくことが予想されます。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症の拡大による生産活動への支障は当面はないと見込んでおりますが、今後の国内外の状況によっては影響が発生する可能性があります。また、販売活動においては、感染拡大防止策として、従業員の出張業務および訪問営業自粛、在宅勤務等を実施していることに加え、展示商談会等のイベントが相次いで中止又は延期となっていることなどから、販売活動への影響が発生しております。また、新型コロナウイルス感染症の今後の動向によっては、国内消費の低迷が長期化するおそれがあり、当社グループの業績にも影響を及ぼす可能性があります。

このような状況のもと、当社グループは従業員の安全と健康の確保を最優先に、商品の供給責任を果たすべく事業活動の継続に向けて取り組んでいくほか、第8次中期経営計画のもと、創業から築いてきた「暖房のコロナ」ブランドをベースに、年間を通して空調・給湯における価値を提供する企業を目指して、事業領域の拡大と持続的成長のための機能・基盤強化の戦略を推進してまいります。また、将来の成長に向けた積極的な投資を継続してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

### 【中期ビジョン】

ゆるぎない暖房ブランドをベースに、  
年間を通じた空調・給湯の提供へ進化しつづけるコロナ

**【第8次中期経営計画】（2019年度～2021年度）****■推進キーワード**

「コロナブランドの拡大と進化」

**■基本戦略**

第8次中期経営計画では、基本戦略「既存販売チャネルでの事業領域拡大」「空調メーカーとしてのポジション構築」「持続的成長のための機能・基盤強化」にもとづいた施策を事業・機能戦略として実行してまいります。

**■事業戦略**

事業戦略では、基本戦略「既存販売チャネルでの事業領域拡大」「空調メーカーとしてのポジション構築」を実現するための施策を進めてまいります。

既存の販売チャネルを最大限に活用すべく、暖房、空調・家電、住宅設備機器それぞれの商品カテゴリーの拡大やラインアップの拡充を図ってまいります。また、商品の提供価値拡大に向けたIoT関連商品の開発推進や協業などビジネスチャンスの拡大に取り組んでまいります。

ルームエアコンをはじめとした空調機器において、開発・生産・販売活動の強化を目指し、組織横断的に取り組みを進めてまいります。

**■機能戦略**

機能戦略では、基本戦略「持続的成長のための機能・基盤強化」を実現するための施策を進めてまいります。

市場・顧客とのつながりの強化として、ブランディングの推進や顧客接点の強化など、コロナブランドをより広く浸透させるための取り組みを進めてまいります。バリューチェーンの強化・効率化としては、管理間接業務の生産性向上、物流配送機能の最適化に尽力してまいります。また、企業活動を進める上で欠かすことのできない組織・人財づくりでは、従業員が能力を発揮できる環境づくりや、将来の当社グループを支える人財の育成に努めてまいります。

**■経営目標**

2021年度	
連結売上高	83,300百万円
連結経常利益	1,700百万円
連結経常利益率	2.0%

(注) 2019年度の業績を踏まえ、2021年度の経営目標を修正しております。

## (5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	2016年度 第69期	2017年度 第70期	2018年度 第71期	2019年度 (当期)第72期
売上高	80,598	82,115	83,195	78,711
営業利益	2,220	2,635	1,639	517
経常利益	2,493	2,875	1,926	792
親会社株主に帰属する当期純利益	1,810	2,104	1,248	385
1株当たり当期純利益	61円73銭	71円73銭	42円56銭	13円19銭
総資産	97,249	99,710	99,352	96,114
純資産	71,427	73,076	72,865	71,162

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第71期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社新井コロナ	58百万円	100%	暖房機器、空調機器等の製造
株式会社今町コロナ	30	100	暖房機器、空調機器等の製造
株式会社栃尾コロナ	26	100	住宅設備機器、空調機器等の製造および暖房機器、住宅設備機器等の部品加工
コロナサービス株式会社	25	100	アフターサービス
コロナ物流株式会社	10	100	倉庫業および貨物運送取扱
コロナリビングサービス株式会社	10	100	不動産賃貸、住宅等のハウスクリーニングおよびリフォーム
大和興業株式会社	10	100	家電機器、住宅設備機器等の販売
株式会社サンライフエンジニアリング	110	100	管工事、電気工事等のシステム設計、施工、メンテナンスサービス
株式会社コロナテクノ	30	100	電気器具部品等の設計および製造
株式会社金辰商事	55	100	住宅設備機器等の販売
札幌コロナ物流株式会社	10	100	倉庫業および貨物運送取扱
株式会社コロナファイナンス	10	(100)	損害保険代理業

(注)「当社の出資比率」欄の括弧書きは間接所有による出資比率であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容

当社グループは、暖房機器、空調・家電機器、住宅設備機器の製造、販売、施工を主要な事業内容とし、さらにこれら事業に関する物流、サービス等の事業活動を行っております。

製品の種別区分の主要製品は次のとおりであります。

製品の種別区分	主 要 製 品
暖 房 機 器	石油ファンヒーター、ポータブル石油ストーブ、寒冷地向け石油暖房機、遠赤外線電気暖房機等
空 調 ・ 家 電 機 器	セパレートエアコン、ウインドエアコン、除湿機、加湿器等
住 宅 設 備 機 器	自然冷媒CO <sub>2</sub> 家庭用ヒートポンプ給湯機(エコキュート)、電気温水器、石油給湯機、温水式暖房システム、ヒートポンプ式冷温水システム、地中熱ヒートポンプ冷暖房システム、ナノミストサウナ、美容健康機器、多機能加湿装置等
そ の 他	管工事等の設計施工、上記製品の部品、不動産賃貸等

## (8) 主要な営業所および工場

名 称	所在地	名 称	所在地
当社本社	新潟県	当社長岡工場	新潟県
当社札幌支店	北海道	株式会社新井コロナ	新潟県
当社青森支店	青森県	株式会社今町コロナ	新潟県
当社仙台支店	宮城県	株式会社栃尾コロナ	新潟県
当社北関東支店	埼玉県	株式会社栃尾コロナ下田工場	新潟県
当社首都圏支店	東京都	コロナサービス株式会社	新潟県
当社新潟支店	新潟県	コロナ物流株式会社	新潟県
当社金沢支店	石川県	コロナリビングサービス株式会社	新潟県
当社名古屋支店	愛知県	大和興業株式会社	千葉県
当社大阪支店	大阪府	株式会社サンライフエンジニアリング	新潟県
当社広島支店	広島県	株式会社コロナテクノ	新潟県
当社福岡支店	福岡県	株式会社金辰商事	青森県
当社三条工場	新潟県	札幌コロナ物流株式会社	北海道
当社柏崎工場	新潟県	株式会社コロナファイナンス	新潟県

## (9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減数
2,304名	16名減

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。
2. 従業員数には、パートタイマーの当連結会計年度における平均雇用人員(81名)は含んでおりません。

## (10) 主要な借入先

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 29,198,484株（自己株式143,970株を除く。）

(2) 株 主 数 8,570名

### (3) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
株式会社コロナ興産	11,057 千株	37.9 %
公益財団法人内田エネルギー科学振興財団	2,359	8.1
コロナ社員持株会	1,068	3.7
株式会社第四銀行	1,021	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	613	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	606	2.1
内田 力	367	1.3
外山産業株式会社	365	1.3
崎山 ミツ子	316	1.1
株式会社北越銀行	296	1.0

(注) 持株比率は自己株式(143,970株)を控除して計算しております。

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

(2020年3月31日現在)

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
内田 力	代表取締役会長	
小林 一芳	代表取締役社長	
長部 秀雄	専務取締役	営業本部担当
関谷 伸一	専務取締役	執行役員製造本部長
渋谷 英晴	常務取締役	執行役員技術本部長・電装開発センター部長・技術管理グループ部長兼渉外部長
内田 衛	常務取締役	執行役員営業本部長・住設営業部長
大桃 満	常務取締役	執行役員経理部長兼IT企画室担当
小池 仁	取締役	執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長・ロジスティクスセンター部長
若本 昭二郎	取締役	営業本部担当・大阪支店長
木戸 栄一	取締役	購買部統括
西山 昭彦	取締役	執行役員技術本部副本部長・研究開発センター部長・空調商品開発グループ部長
松平 文隆	取締役 (常勤監査等委員)	
墓 祐二	取締役 (監査等委員)	公認会計士 株式会社ABP 代表取締役 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン 社外取締役 株式会社ニーズウェル 社外監査役 プレミアム投資法人 監督役員
丸山 結香	取締役 (監査等委員)	有限会社MAX・ZEN performance consultants 代表取締役 特定非営利活動法人ワーキング ウイメンズ アソシエーション 理事長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）の墓祐二氏および丸山結香氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門等との十分な連携を可能とするため、松平文隆氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）の松平文隆氏は、当社の経理部門において長年にわたる経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）の墓祐二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）の墓祐二氏および丸山結香氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

6. 取締役（常勤監査等委員）の渡辺立志氏は、2019年6月26日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
7. 2020年3月21日付で、以下のとおり異動がありました。

氏名	異動後	異動前
長部 秀雄	専務取締役 営業本部担当	専務取締役 執行役員営業本部統括
内田 衛	常務取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長	取締役 執行役員営業本部長・住設営業部長
大桃 満	常務取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当	取締役 執行役員経理部長兼IT企画室担当
小池 仁	取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長・ロジスティクスセンター部長	取締役 執行役員製造本部副本部長・柏崎工場長
若本 昭二郎	取締役 営業本部担当・大阪支店長	取締役 執行役員営業本部副本部長・大阪支店長
木戸 栄一	取締役 購買部統括	取締役 執行役員購買部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）の松平文隆氏、墓祐二氏および丸山結香氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

## (3) 取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く。） 13名 258,315千円

取締役（監査等委員） 4名 18,507千円（うち社外取締役 2名 6,982千円）

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額3億50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第68期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
4. 上記のほか、2019年6月26日開催の第71期定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当事業年度ならびに当事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容とした役員退職慰労引当金繰入額を除いております。

取締役（監査等委員を除く。） 2名 4,657千円

取締役（監査等委員） 1名 380千円

② 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬および退職慰労金で構成されており、いずれも金銭報酬となっております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。固定報酬は、他社の支給水準を考慮のうえ、役位、職責に応じ支給額を算定しております。業績連動報酬は、社内基準に則り営業利益の額に応じて支給額を決定しております。退職慰労金は、役位に応じて毎年退職慰労引当金を計上し、取締役退任時に在任中の功労等を加味したうえで支給しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で定めた総額の範囲内で、取締役会から授権された代表取締役社長が各取締役の報酬額を決定しておりますが、代表取締役社長は事前に監査等委員である取締役（社外取締役を含む。）から意見や助言を受ける機会を設けております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で定めた総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、各監査等委員である取締役の報酬額を決定しております。

なお、退職慰労金は、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にそれぞれ一任する旨を株主総会で決議しております。

また、当社は、2019年11月14日開催の取締役会で、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬に関する諮問委員会」を設置することを決議しました。同委員会は代表取締役社長および独立社外取締役2名で構成され、第72期定時株主総会以降に就任する取締役の報酬に関する事項等について審議します。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
墓 祐 二	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会14回のうち12回、監査等委員会15回のうち13回に出席したほか、他の取締役との定期的な意見交換、執行役員会への出席、事業部門等の往査、内部監査部門および会計監査人との定期的な会合等を行っております。主に公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、取締役会においては、意思決定の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等により、経営上の課題について助言・提言を行っております。
丸 山 結 香	取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催した取締役会14回のうち14回、監査等委員会15回のうち14回に出席したほか、他の取締役との定期的な意見交換、執行役員会への出席、事業部門等の往査、内部監査部門および会計監査人との定期的な会合等を行っております。主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会においては、意思決定の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を行い、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等により、経営上の課題について助言・提言を行っております。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

#### (5) 取締役会の実効性評価

当社の取締役会は、取締役会の実効性を評価するために、事業年度ごとに、取締役全員に無記名方式でアンケートを実施し、取締役会の構成、運営、課題、取締役会を支える体制の整備運用状況、株主・投資家との関係性等について分析・評価を行っております。

同アンケートにおいて、適切と評価された項目や改善がみられた項目については、維持・向上に努めるとともに、課題については検討・改善等を図り、さらなる取締役会の実効性および機能の向上に取り組んでおります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

36,000千円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断したときは、監査等委員全員の同意により、当該会計監査人を解任します。また、会計監査人が、わが国の監査基準等に照らし会計監査人としての適格性または信頼性を損なう状況にあると判断したときは、監査等委員会の決定により、当該会計監査人を再任しません。この場合には、会社法に定める資格および手続等に従い他の会計監査人を選定し、会計監査人選任議案を株主総会に諮るものとしします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制について、取締役会において次のとおり決定しております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 当社グループは、取締役および使用人がとるべき行動規範として「経営理念（コロナイズム）」を定め、法令遵守および誠実な行動の確保を図る。
  - イ. 監査等委員会は、監査等委員会監査等基準および監査計画に基づき、取締役および使用人の職務ならびに業務執行を監査する。
  - ウ. 法令違反や不正行為等の発生、またはそのおそれのある状況を発見した場合に、直接通報相談を受け付ける内部通報窓口を社内・社外に設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱を禁止する。
  - エ. 業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の監査室は、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および監査等委員会ならびに関係部門に適宜報告する。
  - オ. 当社グループは、業務執行に際して、反社会的勢力と一切の関係を持たない。不当要求に対しては、組織全体で毅然とした対応を行うことを基本方針とし、拒否する意思表示を明確に行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ア. 取締役の職務執行に係る情報については、管理基準および管理体制を整備し、法令、定款および規則・規定・要領等（以下、「社内規則」という。）に基づき作成・保存する。
  - イ. 上記の情報は、取締役会による取締役の職務の執行の監督または監査等委員会による取締役の職務の執行の監査および監督に当たり必要と認めるときは、いつでも閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 当社は、経営危機を事前に回避するため、社内規則に従い、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理業務を統括する。
  - イ. 各部門の長は、自部門において内在するリスクを把握・分析・評価したうえで、適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。
  - ウ. 当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置する。対策本部は、予め定める社内規則に則り必要な対策を実施し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 当社は、原則として定時の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。

- イ. 当社は、経営の迅速な意思決定、取締役の効率的な職務執行を確保するため、執行役員制度を採用する。
  - ウ. 当社は、中期経営計画に基づき年度経営方針・年度部門方針アクションプラン等を策定し、目標達成に向けた進捗状況の管理を行う。
- ⑤ 財務報告の適正および信頼性を確保するための体制
- ア. 当社は、財務報告に係る内部統制を円滑かつ効率的に推進するため内部統制規定および内部統制評価要領を定め、内部統制の基本的枠組みを示し、内部統制評価の区分・範囲および基本的な手続きを明確にする。また、監査室を推進部門として全社的体制を整備する。
  - イ. 当社は、内部統制の目的を達成するために、内部統制の基本的要素が業務に組み込まれたプロセスを構築し、組織内のすべての者によって適切に機能するよう運用する。
  - ウ. 代表取締役社長は、内部統制の最終評価責任者として、財務報告の信頼性に影響を及ぼす重要性の観点から必要な範囲について、内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を作成する。整備・運用状況の評価は、原則として評価対象業務および部門から独立した監査室が代表取締役社長を補助し行う。
- ⑥ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社および子会社における情報の共有化、指示の伝達等が効率的に行われる体制を構築するため、社内規則に従い、グループ全体を統括管理する総合企画室と、当該子会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、状況に応じて適切な管理を行う。
  - イ. 当社は、関係会社管理規定に基づき、子会社に対して業務執行状況、財務状況等を報告させ、重要な意思決定および事業活動に重要な影響を及ぼす事項について、適時適切な報告をさせる体制を整備する。
  - ウ. 総務部・経理部等の専門的職能を有する関係部門は、総合企画室または業務管理部門の要請に基づいて支援を行う。
  - エ. 監査室は、代表取締役社長の指示により子会社に対して会計監査または業務監査を行い、その結果を代表取締役社長および監査等委員会ならびに関係部門に適宜報告する。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 監査等委員会の職務を補助し監査等委員会の運営に関する事務（以下、補助業務という。）を行うために、監査等委員会事務局を監査室に置く。
  - イ. 当該補助業務を行う使用人は内部監査業務を兼任するが、監査等委員会がさらに拡充を求める場合、代表取締役社長と協議する。
  - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、監査室その他関係部門に対し、当該使用人の調査に協力するよう要請することができる。

- ⑧ 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 当該補助業務を行う使用人が監査等委員会から必要な命令を受けた場合は、その命令に関して取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の指揮命令を受けない。
  - イ. 当該使用人の人事異動、評価等に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る。
- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制および監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査等委員会が選定する監査等委員は、重要な意思決定の過程および職務ならびに業務の執行状況を把握するため、執行役員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に説明を求めることができる。
  - イ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。
  - ウ. 監査等委員会が選定する監査等委員は、子会社における重要な意思決定の過程および職務ならびに業務の執行状況を把握するため、当該子会社の取締役、監査役および使用人ならびに業務管理部門に対して説明を求め、または報告を受けることができる。
  - エ. 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査役ならびに使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、会社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
  - オ. 監査等委員会に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、予め一定額の予算を確保し、監査等委員からの請求に応じ、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払もしくは償還または債務の処理を行う。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。

- イ. 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会監査の重要性と有用性に対する認識および理解を深めるよう促し、監査等委員会の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
- ウ. 監査等委員会は、監査室および会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査等委員会監査の実効性確保を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### ① 法令・定款への適合の確保について

- ア. 当社グループは、行動規範として「経営理念（コロナイズム）」を定め、コロナグループ全社員への浸透を図っております。経営方針発表会や新入社員研修、管理職研修などの階層別研修において、意識の向上に取組みました。
- イ. 内部監査を行う監査室では、年間の監査計画に基づいて、業務執行が有効的かつ効率的に行われているかを監査しております。なお、当事業年度におきましては、子会社2社を含む56ヵ所を監査しました。

### ② 損失の危険の管理について

- ア. 当社グループにおける業務上のリスクの抽出を行い、既に開示している事業等のリスクも含め、リスク管理委員会に適宜報告しております。なお、当事業年度におきましては、リスク管理委員会を6回開催しました。
- イ. 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大を受けて、2020年2月に経営危機対策本部を設置し、調達・生産・在庫・販売の状況や社内外の情報を集約・共有化して、その後の対応の方向付けや指示を随時行っております。

### ③ 取締役の効率的な職務執行の確保について

- ア. 当社は、取締役会規則に基づき、原則として定時の取締役会を月1回開催し、法令または定款に定められた事項および経営に関する重要事項の決定を行っております。なお、当事業年度におきましては、取締役会を14回開催しました。
- イ. 外部機関を利用した取締役会の実効性評価を実施しております。
- ウ. 当社グループは、「コロナブランドの拡大と進化」をキーワードに掲げ、2019年度からの3年間を対象とする第8次中期経営計画を策定し、その実現に向けて取り組みを進めております。2019年度の業績を踏まえ、2021年度の経営目標を修正しております。

### ④ 監査等委員会の実効的な監査の確保について

- ア. 監査等委員会が選定する監査等委員は、単独または複数で調査を行い、必要に応じて当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査役ならびに使用人に説明を求めました。

- イ. 監査等委員会は、当事業年度におきまして、代表取締役と2回、会計監査人と6回会合を持ち、意見交換を行いました。また、監査等委員会開催時には監査室も同席し、内部監査の実施状況について報告を受けるなど、情報の共有化を図りました。
- ウ. 監査等委員会を補助するため、監査室に監査等委員会事務局を設置し、補助使用人2名（内部監査業務を兼任）を配置しております。

### (3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループの資本政策は、持続的な成長のための投資と、事業特性によるリスク等を許容する健全な財務体質を確保することと、安定的・継続的な株主還元を実施することを基本方針としております。

配当につきましては、当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策のひとつと位置付けており、基本的には、長期的視野に立って今後の収益動向や配当性向を見据えつつ、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を総合的に勘案しながら、継続した安定配当を実施することを方針としております。また、株主総会決議による期末配当および取締役会決議による中間配当の年2回の配当を行う方針であります。

内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資、商品開発投資および設備投資に活用し、売上高の拡大および収益性の向上により、長期的・総合的視点から株主の利益確保を図ってまいります。

自己株式の取得につきましては、機動的な資本政策を遂行できるよう、適宜、適切な対応を検討します。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>56,003,888</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,165,144</b>
現金及び預金	8,068,382	支払手形及び買掛金	17,158,122
受取手形及び売掛金	9,069,105	製品保証引当金	461,932
電子記録債権	8,137,182	製品点検費用引当金	37,884
有価証券	11,116,364	その他	5,507,206
商品及び製品	16,460,320	<b>固定負債</b>	<b>1,787,437</b>
仕掛品	581,965	繰延税金負債	196,394
原材料及び貯蔵品	579,104	役員退職慰労引当金	578,253
その他	2,012,144	退職給付に係る負債	8,854
貸倒引当金	△20,679	再評価に係る繰延税金負債	960,150
<b>固定資産</b>	<b>40,110,797</b>	その他	43,785
<b>有形固定資産</b>	<b>18,783,609</b>	<b>負債合計</b>	<b>24,952,582</b>
建物及び構築物	5,139,644	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置及び運搬具	2,235,973	<b>株主資本</b>	<b>72,127,876</b>
工具、器具及び備品	1,098,999	資本金	7,449,608
土地	10,210,549	資本剰余金	6,686,950
建設仮勘定	97,309	利益剰余金	58,149,651
その他	1,133	自己株式	△158,333
<b>無形固定資産</b>	<b>597,924</b>	その他の包括利益累計額	△965,771
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,729,263</b>	その他有価証券評価差額金	68,338
投資有価証券	16,931,786	土地再評価差額金	772,781
退職給付に係る資産	3,442,819	退職給付に係る調整累計額	△1,806,891
繰延税金資産	41,036	<b>純資産合計</b>	<b>71,162,104</b>
その他	342,804		
貸倒引当金	△29,183		
<b>資産合計</b>	<b>96,114,686</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>96,114,686</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		78,711,964
売上原価		60,231,833
売上総利益		18,480,130
販売費及び一般管理費		17,962,141
営業利益		517,989
営業外収益		
受取利息及び配当金	186,698	
その他の営業外収益	119,299	305,997
営業外費用		
支払利息	3,594	
有価証券売却損	14,572	
売却引当金	9,616	
その他の営業外費用	3,752	31,536
経常利益		792,450
特別利益		
固定資産売却益	6,915	
投資有価証券売却益	18,983	25,899
特別損失		
固定資産売却損	3,178	
固定資産除却損	18,414	
投資有価証券売却損	41,650	
投資有価証券評価損	39,667	102,910
税金等調整前当期純利益		715,439
法人税、住民税及び事業税	192,385	
法人税等調整額	137,200	329,585
当期純利益		385,853
親会社株主に帰属する当期純利益		385,853

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>54,458,618</b>	<b>流動負債</b>	<b>25,169,012</b>
現金及び預り	7,913,946	支払手形	1,173,370
受取手形	2,290,192	買掛金	14,731,206
電売子掛	8,038,141	リース債	1,224
有価証券	5,772,052	未払金	2,846,865
商品及び製品	11,116,364	未払費用	1,268,539
仕掛品	282,356	前受金	758,128
原材料及び貯蔵品	505,884	預り金	3,623,741
前払費用	158,512	製品保証引当金	461,932
未収入金	1,134,055	製品点検費用引当金	37,884
未収法人税	35,188	設備関係支払手形	36,302
未収消費税	1,002,990	その他	229,816
貸倒引当金	117,007		
	△5,013	<b>固定負債</b>	<b>2,619,129</b>
<b>固定資産</b>	<b>41,245,017</b>	繰延税金負債	1,059,884
<b>有形固定資産</b>	<b>15,683,493</b>	役員退職慰労引当金	559,583
建物	4,653,967	再評価に係る繰延税金負債	960,150
構築物	105,187	その他	39,511
機械及び装置	1,380,357		
車両運搬具	2,173	<b>負債合計</b>	<b>27,788,142</b>
工具、器具及び備品	1,058,529	<b>(純資産の部)</b>	
土地	8,399,133	<b>株主資本</b>	<b>67,076,316</b>
建物	1,133	資本	7,449,608
無形固定資産	83,011	資本剰余金	6,686,950
特許権	2,187	資本準備金	6,686,950
ソフトウェア	457,020	利益剰余金	53,098,091
その他	45,057	利益準備金	489,907
投資その他の資産	84,095	その他利益剰余金	52,608,184
投資有価証券	24,973,163	特別償却準備金	12,143
関係会社株	16,739,746	圧縮記帳積立金	119,963
長期貸付金	1,609,365	別途積立金	51,700,000
長期前払費用	3,760	繰越利益剰余金	776,077
長期前払費用	343,797	<b>自己株式</b>	<b>△158,333</b>
長期前払費用	16,954	評価・換算差額等	839,176
長期前払費用	22,547	その他有価証券評価差額金	66,395
長期前払費用	6,033,643	土地再評価差額金	772,781
長期前払費用	221,202	<b>純資産合計</b>	<b>67,915,493</b>
貸倒引当金	△17,854		
<b>資産合計</b>	<b>95,703,635</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>95,703,635</b>

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額
売上高		72,685,902
売上原価		55,398,173
売上総利益		17,287,729
販売費及び一般管理費		17,331,364
営業損失		43,635
営業外収益		
受取利息	48,252	
有価証券利息	83,132	
受取配当金	379,149	
その他の営業外収益	96,935	607,469
営業外費用		
支払利息	10,620	
有価証券売却損	14,572	
売却引当金	9,616	
その他の営業外費用	3,752	38,561
経常利益		525,271
特別利益		
固定資産売却益	6,828	
投資有価証券売却益	18,983	25,811
特別損失		
固定資産売却損	3,074	
固定資産除却損	15,198	
投資有価証券売却損	41,650	
投資有価証券評価損	39,667	99,590
税引前当期純利益		451,493
法人税、住民税及び事業税	△9,044	
法人税等調整額	142,137	133,093
当期純利益		318,400

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 コロナ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井清幸 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村始史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コロナの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コロナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 コロナ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井清幸 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村始史 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロナの2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社コロナ 監査等委員会

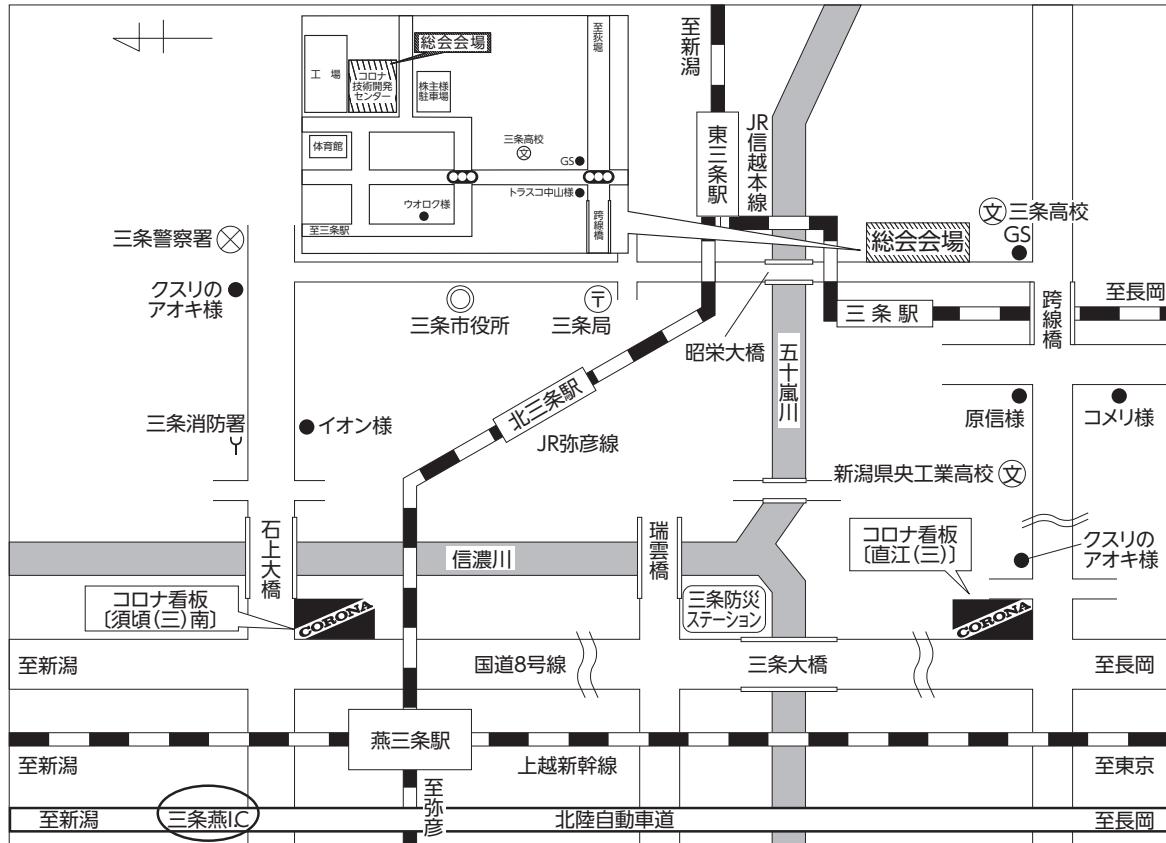
監査等委員(常勤)	松 平 文 隆	㊤
監査等委員	基 祐 二	㊤
監査等委員	丸 山 結 香	㊤

(注) 監査等委員基祐二及び丸山結香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場のご案内

会 場…新潟県三条市東新保7番7号  
 当社本社技術開発センター  
 3階大ホール  
 電話 (0256) 32-2111 (大代表)



[JR] 上越新幹線燕三条駅からタクシー20分  
 信越本線東三条駅からタクシー10分  
 信越本線三条駅から徒歩10分  
 [北陸自動車道] 三条燕I.Cから20分